

平成21年度 第3回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成21年5月11日（月）午後1時36分～3時00分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾 我 紀 厚

委員 高 橋 敬 一

委員 佐 蔵 絢 子

【事務局職員】

事務局長 西 山 秀 雄 次 長 加賀田 啓

任用課長 西 尾 孝 之 給与課長 稲 田 将

副主幹 松 本 秀 樹 副主幹 懸 樋 順 一

副主幹 川 口 豊 長

【傍聴者】 なし

4 議 題

議案第1号 労働基準法第41条の規定に基づく宿直又は日直勤務の許可について

報告第1号 公平委員会事務委託団体職員の懲戒処分について

報告第2号 人事院勧告の概要について

協議等事項

1) 平成21年民間企業における夏季一時金に関する調査の結果について

2) 中人協委員全員会議の議題について

5 会議の公開・非公開

報告第1号及び協議等事項を非公開とした。

6 議 事

(1) 議案第1号

労働基準法第41条の規定に基づく宿直又は日直勤務の許可について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

平成21年5月8日付けで鳥取県知事及び鳥取県教育委員会教育長並びに鳥取県警察本部長から

断続的な宿直又は日直勤務の申請があり、適当と認められるので、労働基準法第41条第3号及び労働基準法施行規則第23条の規定により申請のとおり許可しようとするもの。

① 鳥取県及び鳥取県教育委員会からの申請の内容

(1) 目的

平成15年度に許可済みである「災害及び事件、事故等に対する24時間災害等初体制」にかかる宿日直について、平成21年5月から7月の間における新型インフルエンザ対応に係る宿直に限り1回の宿直員数を増員する。(1回の宿直員数 1名→3名)

新型インフルエンザ対応に係る宿直体制は知事部局と教育委員会職員による3人体制で、うち1名は必ず防災局職員、残りの2名を知事部局及び教育委員会の課長又は課長補佐が宿直勤務を行う。(教育委員会の申請が2名となっているのは、残りの2名いずれも教育委員会職員となる可能性があるため。)

(2) 宿日直の勤務の態様

電話対応など一般的な待機業務

(3) 宿日直対象者

防災局全職員、総務部ほか9部局の課長又は課長補佐(課長級・補佐級を含む)、教育委員会事務局の課長又は課長補佐(課長級・補佐級を含む)

(4) 勤務時間

平日	宿直	午後5時15分～翌日午前8時30分
休日 (2交代制)	日直	午前8時30分～午後5時15分
	宿直	午後5時15分～翌日午前8時30分

(5) 一定期間における宿直・日直の最大回数と1回の宿日直手当

宿直	週1回を限度	4,200円
日直	月1回を限度	4,200円

(6) 睡眠設備

防災待機室(昼の間10畳)に寝具2組と簡易ベッド2組の合計4組を設置。
冷暖房設備あり。

② 鳥取県警察本部からの申請の内容

(1) 目的

新型インフルエンザ対応に係る宿日直を2名体制で行う。

(2) 宿日直の勤務の態様

電話対応など一般的な待機業務

(3) 宿日直対象者

鳥取県警察本部に勤務している職員

(4) 勤務時間

平日	宿直	午後5時15分～翌日午前8時30分
休日 (2交代制)	日直	午前8時30分～午後5時15分
	宿直	午後5時15分～翌日午前8時30分

(5) 一定期間における宿直・日直の最大回数と1回の宿日直手当

宿直	週1回を限度	4,200円
日直	月1回を限度	4,200円

(6) 睡眠設備

執務室（警備第二課）に簡易ベッド2組設置。
冷暖房設備あり。

③ 許可の要件

- (1) 宿日直の勤務の態様が労働密度の薄いものであること。
- (2) 一定額以上の宿日直手当が支払われること。
- (3) 宿直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。
- (4) 宿直勤務については、相当の睡眠設備が設置してあること。

【質 疑】

委 員

この内容はもう実施しているのか。

事務局

緊急に必要となり、5月初めから実施している。1回目として実施した職員はいるが、2回目まで行った例はまだない状況。

委 員

今回の許可は、許可日以前のものについて遡って適用することになるのか。

事務局

許可日以前のもは緊急の場合であり、職員に具体的不利益（2回目）が及ぶまでの短期間であることから、これまでの許可の範囲内で行ったものと整理した。

委 員

警察本部については、これまでに宿日直を実施していなかったのか。

事務局

警察本部については通常の警察業務として別に許可している。今回はそれに追加するもの。

委 員

そうすると、許可後の宿日直回数は申請書の記載内容以上になるのではないか。

事務局

そうなるが、それでも許可基準内で問題ない。

委 員

知事部局及び教育委員会の許可は、新型インフルエンザに特化して7月までとなっているが、仮に延長の必要があっても、それはそのときに考えても対応が可能だろう。

(2) 報告第1号

公平委員会事務委託団体職員の懲戒処分について、事務局が説明した。

(3) 報告第2号

人事院勧告の概要について、事務局が説明した。

【説明】

人事院が、5月1日に次の内容を勧告した。

I 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

1 一般職国家公務員の特別給の改定に当たっての基本的考え方

一般職国家公務員の特別給（期末手当・勤勉手当）は、民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握して支給割合に換算した上で官民均衡を図り、必要があれば職員の特別給の改定を勧告することが基本。

2 本年の賃金情勢と夏季一時金に関する特別調査の実施

○ 民間企業の春季賃金改定において夏季一時金が大幅に減少していることがうかがえる状況にかんがみ、民間企業における本年の夏季一時金の決定状況を把握するため、約2,700社を対象に特別調査を実施（4月7日～24日）。

○ 調査完了率75.6%。夏季一時金決定済企業（決定済企業）340社（企業割合:13.5%、従業員割合:19.7%）

① 現時点では、全体の約8割の従業員の夏季一時金が未定。

② 決定済企業における夏季一時金の対前年増減率は、 $\Delta 14.9\%$ となっているが、製造業では $\Delta 22.0\%$ であるのに対し、非製造業では $\Delta 6.0\%$ と産業別に大きなばらつき。

③ 決定済企業の従業員割合も産業別にばらつきがあり、決定済企業における対前年増減率が $\Delta 14.9\%$ となったのは、決定済企業における製造業の従業員の割合が5割を超えていることが強く反映。調査対象全企業従業員ベースで見た対前年増減率は $\Delta 13.2\%$ 。

3 特例措置の実施

○ 民間の夏季一時金が前年より大きく減少することがうかがわれることから、民間と公務の特別給に大きな乖離があることは適当でなく、可能な限り民間の状況を反映することが望ましいこと、12月期の特別給で1年分を精算すると大きな減額となることを考えると、本年6月期の特別給の支給月数について何らかの調整的措置を講ずることが適当。現時点において夏季一時金の全体状況を精確に把握できないことから、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結することが適当。

○ 特例措置による凍結月数分は、6月期の特別給の支給月数（2.15月）に調査対象全企業従業員ベースで見た減少率（ $\Delta 13.2\%$ ）を乗じて得た月数を0.05月単位で切り捨てた0.25月分相当とすることが考えられるが、民間の約8割の従業員の夏季一時金が未定であること、産業別の改定状況に大きなばらつきがあること、暫定的な措置であることを考慮すると、特別給の改定幅の最小単位0.05月分を差し引き0.20月分とすることが適当。その期末手当と勤勉手当への配分は、6月期の特別給の構成比に従って実施。

職 員	期末・勤勉手当合計月数（6月分）		
	現行	凍結分	凍 結 後
一般職員	2.15	0.20	1.95（期末:1.25($\Delta 0.15$) 勤勉:0.7($\Delta 0.05$))
特定幹部職員	2.15	0.20	1.95（期末:1.1($\Delta 0.10$) 勤勉:0.85($\Delta 0.10$))
指定職職員	1.60	0.15	1.45（期末:0.7($\Delta 0.05$) 勤勉:0.75($\Delta 0.10$))

○ 特例措置による凍結月数分の期末・勤勉手当の取扱いについては、例年どおり民間の特別給の支給状況を調査し、本年夏には必要な措置を国会及び内閣に勧告。

○ 指定職俸給表適用職員については、IIの改定を行った上でこの特例措置を実施。

II 指定職俸給表適用職員の特別給への勤務実績の反映

… 説明省略 …

Ⅲ 実施時期

I 及びⅡの措置は、勧告を実施するための法律の公布の日から実施。

これに対して、5月8日の関係閣僚会議において、完全実施が決定された。

その当日には、「地方公務員についても、地域の実情を踏まえつつ、国の取扱いを基本として対応していただくよう、要請することとした」との総務大臣談話が出され、総務省公務員部長から通知された。

また、勧告の行われた5月1日には、総務省の担当室長から各県の対応状況について照会が出されている。

(4) 協議等事項

ア 平成21年民間企業における夏季一時金に関する調査の結果について

イ 中人協委員全員会議の議題について

7 次回の人事委員会の開催

平成21年5月18日(月) 午前10時00分から開催することとした。